産業保健スタッフ必携! おさえておきたい基本判例 ②5

過重労働がなくとも治療機会の喪失による傷病の重篤化についても公務起因性 が肯定し得るとした最高裁判例

地公災基金愛知県支部長 (瑞鳳小学校教員)事件

名古屋高裁(差戻審) 平成10年3月31日判決(労判739号71頁) 最高裁第3小法廷 平成8年3月5日判決(本判決)(労判689号16頁)

名古屋高裁 平成3年10月30日判決(労判602号29頁) 名古屋地裁 平成元年12月22日判決(労判557号47頁)

安西法律事務所 弁護士 木村恵子

きむら けいこ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は「労働法実務 Q&A800 間(共著・労務行政研究所編)」など。

本件は、小学校教諭Aがポートボールの審判中に特発性脳内出血で倒れ死亡したのは公務に起因するとして、遺族が、Aの死につき公務災害の認定を求めた事案である。本件で、最高裁は、公務起因性の判断に際しては、疾病発症自体に公務起因性が認められずとも、発症後の過重な公務が自然的経過を超えて傷病を増悪させたり、治療機会を喪失させたことにより重篤化させた可能性をも審理判断すべきとした。差戻審では公務起因性が否定されたが、公務と傷病との相当因果関係の判断に「治療機会の喪失」という要素を導入したと評価される判例の一つである。

1. 事案の概要

1) 当事者

- (1)訴えた側(X) 訴えた(原告・被控訴人・上告人)のは、Aの遺族である妻(X)である。
- (2)訴えられた側(Y) 訴えられた(被告・控訴人・被 上告人)のは、地方公務員災害補償基金支部長(Y)で ある¹⁾。

2) X の請求の根拠

Xは、Aの死亡は公務に起因するとして、地方公務 員災害補償保険法に基づく遺族補償および葬儀料を支 給しないとしたYの公務外認定処分の取消を求めた。

3) 事実関係の概要(認定された事実関係)

- (1) Aは、学級担任の他に学年主任その他校務分掌上の職務の責任者であるとともに、昭和53年10月には球技大会を目指したポートボールの練習において中心的立場で生徒を指導していた。同月には1泊2日の修学旅行が実施され、その準備、引率等の職務も熱心に遂行していた。また、自主的な研究会である「子どもの本について語る会」の準備、児童活動の指導等も行っていた。
- (2) 同月28日、Aは、出勤後まもない頃から頭痛等

を訴え普通の健康状態では考え難い行動をとるとともに、同僚教諭らに、同日午後のポートボールの試合の審判の交代を依頼したが聞き入れられなかった。 止むを得ずAが審判をしたが、その最中に倒れ意識不明となり、11月9日死亡した。

(3)特発性脳内出血は、明らかな原因のない脳内出血の総称であるが、最近では、脳内微小血管に先天的な血管腫様奇形等が存在し、その血管が破裂して発症すると考えられており、破裂した箇所から微量の血液が徐々に浸出し、血腫量がある程度増大した段階で頭痛等の初期症状が出現し、出血量の増大に伴い、意識障害等に至るとされている。

2.1審判決要旨

1審は、Aが、自己の学級担任に加え多数の責任者的立場にあったこと、ポートボールの指導、修学旅行にかかる職務、「子どもの本について語る会」等の準備等が重なり疲労が蓄積していたところ、発症当日のポートボールの審判をしたことによる負荷が加わったことが素因等に作用し、脳内微小血管の破裂を生じさせたとして公務起因性を認めた。

18 産業保健 21 2016.10 第 86 号

3. 2審判決の要旨

2審は、Aが倒れた当日の状況から、Aの脳内出血の発症は審判開始前であったとし、審判としての活動を公務起因性判断の要因から除外するとともに、「子どもの本について語る会」にかかる活動も、「公務」には当たらないとした。

その上で、Aの当日午前中までの公務遂行状況およびこれによりもたらされたと考えられる精神的肉体的負荷の程度では、これが相対的に有力な原因となってAの脳内微小血管の先天的奇形が自然的経過を超えて破裂したとは認め難い®として、1審判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

4. 本判決(最高裁判決)の要旨

- (1)本判決も、Aの脳内出血は、ポートボールの試合の審判中ではなく、それ以前の遅くとも、当日の午前中に起こったと推認し、前記2審判決の下線①部分の判断については、是認するに足りるとした。
- (2)ただし、2審判決が、Aの死亡の公務上外の認定をするにあたって、当日の午後の審判を行ったことによる負荷をAの死と無関係としたことは、以下の理由から、直ちに是認することができないとし、原判決を破棄・差し戻した。
- (3)特発性脳内出血は、出血開始から血腫が拡大して

意識障害に至るまでの時間がかなりかかるところ、出血の態様、程度が血管破裂後に当人が安静にしているか、肉体的精神的負荷がかかった状態にあるのかによって影響を受け得ることを否定できない。

(4) そうすると、出血開始時期が審判をする以前であったとしても、審判をする負担やこれによる血圧の一過性の上昇等が出血の態様、程度に影響を及ぼす可能性も否定できない。また、直ちに診察、手術を受ければ死亡するに至らなかった可能性も否定しがたい。(5) 結局、出血開始後の公務の遂行がその後の症状の自然的経過を超える増悪の原因となったことにより②、又はその間の治療の機会が奪われたことにより死亡の原因となった重篤な血腫が形成された可能性③も否定し去ることは許されず、これらの可能性の有無について審理判断を尽くさないまま死亡と公務との因果関係の判断にあたって出血開始後の公務は無関係であるとしたのは早計に失する。

5. 差戻審判決の要旨

差戻審では、医学的経験則等に基づき、前記最高裁判決の下線②は、審判による負荷が死亡原因となった血腫の増大等を引き起こしたと認めることはできず、また、前記下線③も、Aが審判等の公務に従事していたことにより診察、治療の機会を喪失し、死亡に至ったと認められないとして公務起因性を否定した。

ワンポイント解説

治療機会の喪失と傷病の増悪

傷病の中には、発症後に時間的経過を経て重篤化するケースもあることから、本判決は、(ア)傷病の発症それ自体が過重な公務に起因すると認められる場合(前記**下線**①参照)のみならず、(イ)傷病発症自体に公務起因性が認められなくとも、i)発症後の過重な公務が傷病の自然的経過を超えて増悪させた場合(前記**下線②**参照)、または、ii)発症後の公務従事による治療機会の喪失により傷病を増悪させた場合(前記**下線③**)も、公務と傷病発症との間に

相当因果関係が認められることを明らかにした。

治療機会の喪失の傷病への影響については、地公 災基金東京支部長 (町田高校)事件 (最高裁平成8年 1月23日第3小法廷判決)においても、同様の立場 から、前日に狭心症を発症し病院に運ばれながら、 翌日、病院から勤務先に戻り公務に従事し、心筋梗 塞を発症した事案につき公務起因性を認めている。

治療機会の喪失による傷病重篤化を招来しないためにも、体調不良の場合にも業務に従事せざるを得ないような職場環境等は改めるべきであろう。

2016.10 第 86 号 産業保健 21 19

¹⁾ 地方公務員の災害補償については、地方公務員災害補償保険法に基づき、公務に起因する死傷病に対して地方公務員災害補償基金による補償がなされており、公務上か否かの判断は、同基金の各都道府県支部長が決定をすることとなっている。この決定に不服がある場合には、支部審査会に審査請求をすることができ、さらに支部審査会の採決に不服がある場合は、本部審査会に再審査請求をすることも、また、裁判所に基金の支部長がなした処分(決定)に対する取消請求をすることもできる。再審査請求の採決に不服がある場合も、取消請求をすることができる。取消請求をする場合には、公務外との決定をした基金の支部長を相手に提訴することとなる。